

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第5条第1項の規定により平成15年6月30日付けで届け出られた大規模小売店舗の出店の届出について、法第8条第2項の規定により意見書の提出がありましたので、法第8条第3項の規定に基づき、次のとおり意見の概要を公告するとともに、その意見を縦覧に供します。

平成15年11月17日

京都市長 榎 本 頼 兼

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ヤマダ電機テックランド京都吉祥院店

京都市南区吉祥院大河原町28番地外

2 意見の概要

- ・ 出店にあたり、地域住民の日常生活に多大な不安と悪影響を与えないように十分配慮し、企業として社会的責任と道義的責任を果たすこと。
- ・ 西側道路の通行を制限することや、児童通学路など歩行者の安全確保に留意すること。
- ・ 営業時間について、届出されている午前10時から午後9時までを厳守すること。
- ・ 店舗外壁は黄色の原色を予定されているが、特に、隣接するマンション住民にとっては毎日刺激を受けることになり、精神的苦痛は計り知れないものがあるため、聚楽系の土壁色に変更する等の色彩に配慮すること。
- ・ 閉店後の広告塔について速やかに消灯すること。
- ・ エアコンの室外機がマンションから直視できないよう対策を講じること。
- ・ 防犯や治安の確保に努めること。特に閉店後の夜間の管理に努めること。
- ・ 店舗の工事中に外周等で事故が起こらないよう安全確保を図ること。

3 縦覧場所、期間及び時間

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

平成15年11月17日(月)から平成15年12月17日(水)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

なお、上記2の意見の概要は、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項(具体的には、法第4条の規定により通商産業大臣が定めた指針)に該当するか否かに関わりなく、提出された意見の概要をまとめたものです。

(産業観光局商工部商業振興課)